

さらなる少人数学級推進と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

令和3年度からの5年計画で小学校では35人学級が実現することになりました。しかし中学校は40人のままとなっています。長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、以降、小中学校全学年で35人学級となっています。しかし、小学校では専科教員が県基準の学級数ではなく、国基準の学級数で配置されていたり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

学校現場では、新学習指導要領やGIGAスクール構想への対応、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。さらには教員不足も深刻で、欠員が常態化し子どもたちの学びを保障できない状況が生じている現状です。ゆたかな学びや学校の「働き方改革」を実現するためにはさらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については「三位一体改革について」など政府・与党の決定を経て、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 どの子にもゆきとどいた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。
- 2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和5年6月23日

伊 那 市 議 会